

FD・SDへの取り組み

教職員協働によるFD・SD活動

平成26（2014）年2月に中央教育審議会より発表されました「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」では、「事務職員の高度化による教職協働の実現」の必要性について言及されています。各大学による一層の改革が求められる中、大学職員が教員と対等な立場での「教職協働」によって大学運営に参画することが重要とされています。

令和2（2020）年1月に策定されました「教学マネジメント指針」において、学修成果・教育成果を最大化するためには、教職員の能力向上が必要不可欠であり、各大学は、「卒業認定・学位授与の方針」に沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義した上で、対象者の役職や経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを組織的かつ体系的に実施していく必要があります。

FD・SDは、学修成果・教育成果の把握・可視化により得られた情報の共有、課題の分析、改善方策の立案等、実際に教育を改善する活動として位置付け、実施する必要があります。

本学のFD活動は、平成21（2009）年12月に教員FD推進委員会が設置され、それ以降はこの委員会が中心となって企画立案し、FD活動を実施しています。

平成25（2013）年6月には、教員FD推進委員会が企画したSD講演会を実施し、これを機に平成25（2013）年9月よりFD・SD推進委員会へと委員会の名称と組織を変更して、現在はFDおよびSD活動の企画立案を行っています。本学のFD活動は、教務委員会や実習検討委員会と合同開催することもあり、教育プログラムの改善に寄与しています。